

千代田区告示第 79 号

千代田区旅館業法施行条例第 3 条第 1 項第 3 号に定める施設の指定について  
の一部改正

令和 8 年 6 月 30 日

千代田区長 樋口 高 顕

千代田区旅館業法施行条例第 3 条第 1 項第 3 号に定める施設の指定について（平成 27 年千代田区告示第 156 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

題名中「千代田区旅館業法施行条例」を「千代田区旅館業法の施行等に関する条例」に改める。

本則中「千代田区旅館業法施行条例」を「千代田区旅館業法の施行等に関する条例」に改める。